

新潟市土木研究会会則

(名 称)

第1条 この会は、新潟市土木技術研究会（以下「本会」という。）

(目 的)

第2条 本会は、公共土木工事における課題を解決し、良質な公共土木施設とするための研究を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の研究を行う。

- (1) 公共土木工事の設計、施工に関する事項
- (2) 公共土木工事の安全、品質に関する事項
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第4条 会員は、市が指名する者及び本会が指名するものをもって組織する。

(座 長)

第5条 本会の座長は、技術管理課の課長補佐とする。

(事務局)

第6条 事務局は、技術管理課におく。

(ワーキンググループの設置)

第7条 本会の目的を達成するため、ワーキンググループを設け必要な事項を検討することができる。

(公 開)

第8条 本会会議、開催予定及び議事要旨は一般に公開する。

(その他)

第9条 この会則に定めのない事項については、本会会員の協議により決定する。

(附 則)

この会則は、平成20年9月26日から施行する。